

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価 及び設計業務委託等技術者単価について

山口市契約監理課

令和4年3月から公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価について山口県に準じて適用します。この単価の取扱いは下記のとおりとします。

※「入札公告等」とは「入札公告、指名通知又は随意契約における見積依頼」のことをいいます。

記

●公共工事設計労務単価について

- ① 入札公告等の日が令和4年3月15日以後の工事
公共工事設計労務・資材単価表（令和4年3月15日）を適用します。
- ② 入札公告等の日が令和4年3月14日以前で、契約日が3月1日以後の工事
公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置により、新単価による増額変更契約が可能です。
詳細については、関連書類の中の「特例措置について」及び「特例措置様式」で確認してください。
- ③ 契約日が令和4年2月28日以前の工事
インフレスライド条項（山口市建設工事標準請負契約約款第25条6項）により、残工事（残工期が2ヶ月以上）に対して1%超分の増額変更契約が可能です。
詳細については、関連リンク「インフレスライド条項の運用について」で確認してください。

●設計業務委託等技術者単価について

- ① 入札公告等の日が令和4年3月15日以後の業務委託
公共工事設計労務・資材単価表（令和4年3月15日）を適用します。
- ② 入札公告等の日が令和4年3月14日以前で、契約日が3月1日以後の業務委託
設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置により、新単価による増額変更契約が可能です。
詳細については、関連書類の中の「特例措置について」及び「特例措置様式」で確認してください。